

**自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（製造・サービス業等立地支援事業）
（六次公募）Q & A**

令和 3 年 7 月 30 日

No.	種類	質問	回答	備考
1	要件（補助事業者）	設立したばかりの企業でも応募可能か。	<u>可能です。</u> ただし、第三者委員会において、補助事業者としての適格性（資金力、経営基盤、ノウハウ等）や実施体制（販路等）等も含めて審査されるため、投資計画の熟度等、十分に高めたうえで応募されることを推奨いたします。 ※公募要領 P 1 1 ～ 1 2 「7. （1）採択時の主な審査内容」をご参照ください。	
2	要件（用地・建屋）	事業再開に要する経費は、補助対象か。	事業の目的にかんがみ、増築・増床など「<u>新增設</u>」に該当する範囲に限り、<u>補助対象となり得ます。</u> 既存建物、設備の撤去費・移設費や、復旧のための修繕費については補助対象外です。 なお、施設・設備の復旧のための費用等も対象とする補助事業の例として「中小企業等グループ施設等復旧整備補助金」、「福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金」が挙げられます。 ※公募要領 P 1 「1. （1）事業の目的」をご参照ください。	
3	要件（用地・建屋）	中古建物（居抜き物件）の購入は、補助対象か。	<u>補助対象です。</u> ただし、補助事業の実施に当たり必要最小限の範囲に限ります。	
4	要件（用地・建屋）	機械設備のみの導入は、補助対象か。	補助対象施設 1 ～ 4（工場、物流施設、試験研究施設及びコールセンター・データセンターの用に供する施設。以下同じ。）で行う事業の用に供される機械設備である場合は、<u>補助対象となり得ます。</u> 補助対象施設 5 ～ 7（店舗、宿泊施設及び社宅。以下同じ。）で行う事業の用に供される場合は、補助対象外です。これら施設への設備の導入は、建物の新增設が要件となります。 ※公募要領 P 1 「用地・建屋・設備」、同 P 2 「8 機械設備」をご参照ください。	
5	要件（用地・建屋）	土地の取得のみ本補助金を利用する場合は、補助対象か。	<u>補助対象外です。</u> 補助対象施設 1 ～ 4 で行う事業では、建物又は設備の新增設が、補助対象施設 5 ～ 7 で行う事業では、建物の新增設が補助事業の要件となります。 ※公募要領 P 1 「用地・建屋・設備」をご参照ください。	

**自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（製造・サービス業等立地支援事業）
（六次公募）Q & A**

令和 3 年 7 月 30 日

No.	種類	質問	回答	備考
6	要件(用地・建屋)	既存工場など自社施設の改修、改造及び増築は、補助対象か。	増築・増床など「 <u>新增設</u> 」に該当する範囲内に限り、 <u>補助対象となり得ます。</u> 既存建物、設備の撤去・移設は、補助対象外です。 ※Q & A No. 2 をご参照ください。	
7	要件(用地・建屋)	借地に新增設する場合、建物取得費は、補助対象か。	<u>補助対象です。</u> ただし、操業開始後 10 年以内に操業を休止、又は廃止した場合は補助金の全部又は一部の返還を求められることがあるため、借地利用の場合であっても 10 年以上の事業継続が必要です。 ※公募要領 P 9 「5. その他⑥」をご参照ください。 なお、土地の賃借料は、補助対象外です。 ※公募要領 P 7 「補助対象経費の区分」をご参照ください。	
8	要件(用地・建屋)	採択後の立地場所の変更は認められるか。	<u>原則として認められません。</u> 立地場所も含めて審査しているためです。	
9	要件(対象施設)	どのような施設・設備を補助の対象として想定しているか。	<u>補助対象施設・設備 1～9 に該当し、かつ被災者の方の自立・帰還及び将来的な産業集積に資する施設・設備です。</u> 例えば、「6 宿泊施設」に関しては、継続的な地域外からの集客により、補助対象地域等に帰還・移住する住民の長期的な勤務先として少なくとも 10 年以上の事業継続が確実に見込める産業集積に資する施設となります。 ※公募要領 P 1 「1. (1) 事業の目的」、同 P 2 「6 宿泊施設」をご参照ください。	
10	要件(対象施設) 1 工場	工場に付随した小売店舗は、補助対象か。	<u>補助対象です。</u> ただし、店舗部分において設備の購入のみを補助対象とすることは認められません。工場部分については設備のみでも補助対象です。 ※Q & A No. 4 をご参照ください。	

**自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（製造・サービス業等立地支援事業）
（六次公募）Q & A**

令和 3 年 7 月 30 日

No.	種類	質問	回答	備考
11	要件(対象施設) 2. 物流施設	工場若しくは店舗に併設する物流施設で、物流施設のみ本補助金で取得する場合は補助対象か。	<u>補助対象外です。</u> 既存の工場若しくは店舗に併設されていない施設に限ります。 <u>ただし、工場又は店舗に併設する物流施設を、工場や店舗と併せて本補助金で取得する場合は、補助対象となり得ます。</u> ※公募要領 P 1 「2 物流施設」をご参照ください。 ※Q & ANo. 12 をご参照ください。	
12	要件(対象施設) 5 店舗	店舗に付随した物流施設・オフィス(本社、営業所)は、補助対象か。	補助対象施設「5 店舗」として、当該店舗で行う事業の用に供する物流施設・オフィスを併せて整備する場合は<u>補助対象となり得ます。</u> ただし、店舗に付随していても、オフィスのみを整備する場合は<u>補助対象外です。</u> なお、補助対象施設「2 物流施設」として、店舗に付随している物流施設のみを整備する場合は、<u>補助対象外です。</u> ※公募要領 P 1 「2 物流施設」をご参照ください。	
13	要件(対象施設) 5 店舗	フランチャイズ(注)の本部が補助事業者である場合、整備した店舗の経営権だけを個人事業主に委譲することは可能か。 (注) 中小小売商業振興法(昭和 48 年法律第 101 号)第 11 条に規定する「特定連鎖化事業」のこと	<u>可能です。</u> ただし、取得財産である店舗について、補助事業者である本部が、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効果的運用を図る必要があります。 また、委譲先の個人事業主も共同申請者となる必要があります。補助事業完了後に個人事業主(共同申請者ではない)に経営権を委譲する場合は、別途事前に手続が必要となります。 ※公募要領 P 8 ～ 9 「4. 補助事業者の義務等 ④」をご参照ください。	
14	要件(対象施設) 5 店舗	ガソリンスタンドは補助対象か。	補助対象施設「5 店舗」として<u>補助対象となり得ます。</u>ただし、他の補助事業の交付対象となるものを除きます。 なお、国の他の補助事業の例としては、地下タンクの大形化等を対象とする「地域エネルギー供給拠点整備事業」が挙げられます。	

**自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（製造・サービス業等立地支援事業）
（六次公募）Q & A**

令和 3 年 7 月 30 日

No.	種類	質問	回答	備考
15	要件(対象施設) 5 店舗	インターネット、カタログ等を使用した店舗を持たない通信販売は補助対象か。	倉庫については、補助対象施設「2 物流施設」として <u>補助対象となり得ます。</u> なお、オフィスのみ建設は補助対象外です。	
16	要件(対象施設) 5 店舗	「福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金」において補助対象となる風俗営業事業（スナック、ゲームセンター等）は、補助対象か。	<u>補助対象外です。</u> ※公募要領 P 2 「5 店舗」をご参照ください。	
17	要件(対象施設) 5 店舗、 6 宿泊施設	入居するテナントから賃料を得ることを想定した店舗は、補助対象か。	<u>補助対象です。</u> ただし、補助事業者以外に賃貸する場合は、条件があります。 ※公募要領 P 6 「（補助事業で取得した施設を他者に賃貸する場合）」をご参照ください。	
18	要件(対象施設) 6 宿泊施設	宿泊施設に店舗を併設する場合、店舗部分は補助対象となるか。	併設される店舗が有する機能が、宿泊施設の利便性の向上等を通じて当該宿泊事業の効用を増加させていると認められる場合は、その範囲内で <u>対象となり得ます。</u>	
19	要件(対象施設) 6 宿泊施設	施設内容が、「市町村復興計画等確認書」において確認される「市町村が策定した（中略）計画」に、具体的に明記されていない場合、応募は可能か。	「市町村が策定した（中略）計画」（以下「計画」という。）に沿った施設であることが当該確認書において読み取ることができれば、 <u>応募は可能です。</u> ただし、申請される「宿泊施設」の内容が計画において <u>具体的に明記されている場合は、「投資計画の熟度」「事業の将来性」「地域経済における重要度」など採択審査において、高い評価となることが見込まれます。</u> 「宿泊施設」の申請に当たっては、事前にまちづくり担当部署など立地市町村と相談の上、既存若しくは新規の計画における位置づけについて確認いただくことを推奨します。 ※公募要領 P 2 「6 宿泊施設」、同 P 11～12 「7. （1）採択時の主な審査内容」をご参照ください。	

**自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（製造・サービス業等立地支援事業）
（六次公募）Q & A**

令和 3 年 7 月 30 日

No.	種類	質問	回答	備考
20	要件(対象施設) 6 宿泊施設	主に高齢者を対象とした宿泊施設は補助対象か。	日本標準産業分類に掲げる「老人福祉・介護事業」に該当しない限り、補助対象となり得ます。 なお、宿泊の対象者が限定される場合、補助事業の目的(雇用創出や産業集積への貢献)との整合性の観点から、詳細な説明を付すようお願い申し上げます。	
21	要件(対象施設) 6 宿泊施設	宴会場や会議室は補助対象か。	事業上の必要性が応募申請書において確認できる場合、 <u>補助対象となり得ます。</u>	
22	要件(対象施設) 7 社宅	社宅の所有者と付帯元施設の建屋の所有者は同一である必要があるか。	社宅と付帯元施設の所有者は <u>同一である必要があります。</u> 当補助金の目的は、補助事業者による長期的な雇用創出を図ることです。 社宅は補助対象地域で雇用される従業員の福利厚生の一環として用意される住宅であるため、その従業員の雇用の場である付帯元施設についても自社所有により長期的な操業が求められます。 また、社宅の土地・建屋を賃貸(リース会社を利用)する場合も社宅は補助対象となりません。 ※公募要領 P 5 「(設備取得においてリース会社を利用する場合)」をご参照ください。	
23	要件(対象施設) 7 社宅	会議室などの共用スペースは補助対象か。	事業上の必要性が応募申請書において確認できる場合、 <u>補助対象となり得ます。</u>	
24	要件(対象施設) 7 社宅	既設の工場等に付帯する社宅を整備する場合は、どのように新規地元雇用者数を計上するのか。	付帯元となる工場等における新規地元雇用者及び社宅の管理人が計上されます。 ※公募要領 P 2 ～ 3 「交付要件」をご参照ください。	
25	要件(対象施設) 7 社宅	入居者から家賃を徴収することは可能か。	<u>可能です。</u> ただし、初期投資、維持管理費又はそれに類する経費に充当する範囲内とします。	

**自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（製造・サービス業等立地支援事業）
（六次公募）Q & A**

令和 3 年 7 月 30 日

No.	種類	質問	回答	備考
26	要件(対象施設) 8 機械設備	機械設備のみで申請する場合の補助対象とできる範囲は。 建物取得費と設備費はどのような基準で判断したらよいか。	補助事業者は善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない(補助金適正化法第 11 条 1 項)ため、<u>区分管理が可能な範囲の設備に限り、補助対象となり得ます。</u>既存建物と区分管理が不可能である範囲については建物取得費とし、設備として区分管理が可能な範囲については設備費となります。 一般的には、建物取得費は、建物の設計、建築、増築、中古建物の取得及び改築(取得した建物を補助対象とする場合に限る)にかかる費用、建物と切り離すことのできない付帯設備です。 設備費は、生産設備機械等の購入、据え付けに必要な経費です。	
27	要件(対象施設)	植物工場は補助対象か。	補助対象施設「9 認定復興推進計画に基づく施設であって、福島県知事が特に認める施設であり、かつ基金設置法人が認める施設」に該当しない限り、<u>補助対象外です。</u> 詳細は福島県企業立地課へお問い合わせください。	
28	要件(対象施設)	産業廃棄物処理施設(廃棄物処理のための施設)は補助対象か。	<u>原則として、補助対象外です。</u> ただし、補助対象施設「1 工場」又は「3 試験研究施設」に該当する部分については、補助対象となり得る場合もあります。ご不明な場合は、個別に事務局にお問い合わせください。	
29	要件(対象施設)	メガソーラー等の発電施設は補助対象か。	<u>施設自体が発電を目的としている事業の場合、補助対象外です。</u>全量買取制度等、国の他の補助事業の適用をご検討ください。 ただし、発電された電力を補助対象施設においてのみ使用される場合は、設備として補助対象となり得ます。	
30	補助対象経費	補助対象施設5～7で行う、本事業の用に供される機械設備の購入は、補助対象か。	建物を新增設した上で、機械設備を購入する場合は、<u>補助対象となり得ます。</u> ※Q & A No. 4 及び公募要領 P 1 「用地・建屋・設備」をご参照ください。	

**自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（製造・サービス業等立地支援事業）
（六次公募）Q & A**

令和 3 年 7 月 30 日

No.	種類	質問	回答	備考
31	補助対象経費	固定資産として計上しない費用は補助対象か。	<u>補助対象外です。</u> 補助対象経費のうち、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 341 条に規定する固定資産として計上されるもの及びこれと併せて実施する付帯工事費等が補助対象です。 ※公募要領 P 7 「補助対象事業」をご参照ください。	
32	補助対象経費（土地）	土地取得費はどのような範囲が認められるのか。	補助事業を運営する上で必要性が認められる範囲の土地であれば <u>補助対象となり得ます</u> 。ただし、本補助事業で使用しない部分は補助対象として認められない場合があります（将来予定地等）。なお、土地の賃借料は補助対象外です。	
33	補助対象経費（土地造成）	自己所有の土地または借地を造成する場合、土地の造成費は補助対象か。	<u>補助対象外です。</u> 原則、本事業にて購入された土地に係る造成費用が補助対象です。 ただし、土地と区分された構築物として独立した資産管理が可能であり、かつ事業を実施するため必要不可欠な場合は認められます。	
34	補助対象経費（建物）	設計費は補助対象となるか。	<u>交付決定後に発注した場合は、補助対象になり得ます</u> 。申請書作成のために交付決定前に発注した設計費用は補助対象外となります。	
35	補助対象経費（建物）	親会社が保有する中古建物の購入費用は、補助対象か。	<u>補助対象外です。</u> 費用負担の単なる付け替えとなり、社会通念上、認められません。同じ考え方で補助事業者の役員が保有する建物も原則、補助対象になりません。	
36	補助対象経費（設備）	中古設備の購入は補助対象か。	<u>補助対象となり得ますが</u> 、中古でなければならない理由、適正な取引価格である等の理由が必要です。	
37	補助対象経費（設備）	グループ企業間の設備購入は補助対象か。	<u>補助対象となり得ますが</u> 、補助事業者自身から調達等を行う場合、補助対象経費の算出には利益排除が必要です。	
38	補助対象経費（設備）	フォークリフト等の車両は補助対象か。	<u>補助対象外です。</u> ※公募要領 P 7 をご参照ください。	

**自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（製造・サービス業等立地支援事業）
（六次公募）Q & A**

令和 3 年 7 月 30 日

No.	種類	質問	回答	備考
39	補助対象 経費	採択後、補助対象 経費が応募時に予 定していた額より増 加した場合、補助 金額は増額可能 か。	<u>不可能です。</u> 補助対象経費が採択後に増額になったとしても、補 助金額は採択額が上限となります。	
40	要件（雇 用）	新規地元雇用者数 はいつ時点からの 雇用を対象に含め ることができるか。	<u>交付決定日から事業完了日までに採用された者を カウントできます。</u> ただし、採用活動は交付決定日前に行ってもかまひ ません。	
41	要件（雇 用）	社宅の付帯元工場 を別の国の補助金 で建設する場合、そ の補助金で要件と して求められる雇用 者を、本補助金の 新規地元雇用者と してカウントするこ とは可能か。	<u>不可能です。</u> 国の他の補助金で要件にカウントしている雇用者と 本補助金の新規地元雇用者とは別に確保する必要が あります。	
42	要件（雇 用）	共同申請の場合、 新規地元雇用者は 補助事業者と共同 申請者の合計の人 数でカウント可能 か。	<u>可能です。</u>	

**自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（製造・サービス業等立地支援事業）
（六次公募）Q & A**

令和 3 年 7 月 30 日

No.	種類	質問	回答	備考
43	要件（雇用）	非正規社員を新規地元雇用者の要件にカウントすることはできるか。	<u>可能です。</u> 六次公募より、新規地元雇用者は正社員に加え、非正規社員の算入も可能となりました。ただし、新規地元雇用者に計上する非正規社員は、以下の条件の下、参入可能となります。 ・1年以上の雇用契約を締結しており、雇用保険に加入していること ・非正規社員の1日当たりの労働時間の合計が、正社員1人当たりの労働時間を満たす場合、新規地元雇用者1名とカウントすること ・非正規社員の算入は、新規地元雇用者数のうち1/3を上限とすること ※公募要領P 2～4「交付要件」をご参照ください。	六次公募より変更となりました。（五次公募以前の採択事業者には適用されません）
44	要件（雇用）	東日本大震災の影響により解雇又は退社した従業員を、交付決定日以降に再雇用し、かつ当該従業員が新規地元雇用者の要件に合致する場合は新規地元雇用としてカウント可能か。	<u>可能です。</u> ただし、新規地元雇用要件達成のための会社都合による解雇や早期退職希望制度等の不当な行為はカウントできません。	
45	要件（雇用）	応募時において、雇用要件で定められている新規地元雇用者数を上回る計画で採択されたが、雇用要件の範囲内で、採択時の新規地元雇用者数を下回り、補助事業を完了することは可能か。	<u>不可能です。</u> 採択時に応募申請書に記載いただいた新規地元雇用者数は、補助事業完了時には満たしていただく必要があります。また、補助事業完了後についても、採択時の雇用状況は継続して満たしていただく必要があります。	

**自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（製造・サービス業等立地支援事業）
（六次公募）Q & A**

令和 3 年 7 月 30 日

No.	種類	質問	回答	備考
46	国の支援制度との併用	復興特区制度（税制優遇、利子補給）との併用は可能か。	<u>可能です。</u> 積極的に活用ください。	
47	国の支援制度との併用	同一の土地・建物・設備に対し、重複して国の補助金を受けることは可能か。	<u>できません。</u> 同一の補助対象物に対して、国の複数の補助金を受けることはできません。 なお、本補助金の対象としない設備又は建物に他の補助金を利用することは可能です。	
48	審査	補助率が上限値より下回るケースはどのような場合か。	応募書類の <u>相対評価が他の採択事業者より低い場合</u> です。 採択事業者および補助率は、事務局に設置される第三者委員会が「採択時の主な審査内容」（公募要領 P11～12）に基づき決定します。	
49	スケジュール	事前着手が承認されるまでどの程度の期間を要するの	事前に事務局で確認済み書類の申請後、概ね 2 週間程度です。ただし、内容次第で大幅に時間がかかる場合もあります。 事前着手を検討される場合は、事前に事務局までご相談ください。	
50	スケジュール	補助対象経費とする契約・工事はいつから可能か。	事務局による <u>交付決定日以降</u> です。 採択決定後に事務局あてに交付申請していただきます。交付申請から交付決定までは通常 1～2ヶ月ですが、申請内容の確認に時間を要し、数ヶ月かかるケースもございます。	
51	スケジュール	事業完了と事業終了の違いは。	「事業完了」は、新規地元雇用者数が確保され、かつ工事が完了し外注先等に経費が支払われた時点です。 「事業終了」は、確定検査後、補助金が支払われた時点です。	
52	スケジュール	補助事業はいつまでに完了する必要があるか。	<u>令和 6 年 3 月 29 日</u> までに完了していただく必要があります。	
53	補助金の支払い	令和 6 年 3 月にならないと補助金が支払われないのか。	原則、各補助事業の事業完了後、必要な <u>手続き終了後に支払われる予定</u> です。	
54	事前着手	応募前に、既に着手しているが、補助対象か。	<u>補助対象外です。</u> ※公募要領 P 7 「補助対象外となる経費」をご参照ください。	

**自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（製造・サービス業等立地支援事業）
（六次公募）Q & A**

令和 3 年 7 月 30 日

No.	種類	質問	回答	備考
55	事前着手	どこからが事前着手か。	交付決定日前に、土地や建物の売買契約、仮契約、金銭の授受が発生する場合など締結された契約に拘束力が発生する場合は、事前着手に該当します。	
56	事前着手	事前着手が適用可能な場合、それはいつから適用されるか。	公募開始日以降であって、事前着手承認申請の承認日以降に発生した経費を補助対象とします。	
57	応募申請書	補助事業の開始予定日は、申請日を書いて良いのか。	本事業に関わる土地・建物等の取得に係る発注を行う予定の日を記載してください。 事前着手の申請を行わない場合は、交付決定後に事業（土地・建物等の取得に係る発注行為）を実施していただくことになります。 六次公募の採択決定は、公募要領P12「7.（3）公募のスケジュール」のとおり予定しており、交付決定はそれ以降となります。	
58	応募申請書	補助事業完了時とはいつ時点か。	新規地元雇用者数が確保され、かつ工事が完了し外注先等に経費が支払われた時点です。 雇用が完了しなければ、補助金は交付されません。 ※Q & ANo. 50 をご参照ください。	
59	応募申請書	事前に東北経済産業局や福島県には必ず相談しなければならないのか。	事前相談はなくとも、<u>応募は可能です。</u> ただし、立地を円滑に進めるため、東北経済産業局、福島県および立地市町村に、用地や立地条件等について相談・確認されることをお奨めします。 ※公募要領P 1 2 「7.（1）③福島県の知事の意見書」をご参照ください。	
60	応募申請書	事前着手の承認申請は応募提案書と同時に申請するののか。	<u>同時に申請して下さい。</u>応募申請書類とともに、事前着手の承認のための申請書を別添様式により作成の上、jGrants 上にて提出してください。 また、事前着手の承認のための申請書の提出を予定している場合は、必ず事前に事務局までご連絡ください。	
61	応募申請書	事前着手の承認申請が共同申請の場合、申請者欄も連名にする必要があるか。	応募申請書類と同様、 <u>連名で記入してください。</u>	

**自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（製造・サービス業等立地支援事業）
（六次公募）Q & A**

令和 3 年 7 月 30 日

No.	種類	質問	回答	備考
62	応募申請書	見積書等の添付は必要か。	<u>原則として必要です。</u>申請書類は、内容の妥当性が求められます。積算根拠として、見積書の徴取は可能な限り行ってください。見積書の徴取が不可能な場合は、その理由と計上する金額についての算出方法を説明した資料を添えて下さい。 見積書等を添付する場合は、jGrants 上の提出フォーム、「③様式第2_1(4)(イ)の添付書類一式」にて、他の添付と同時に1つの PDF にまとめてご提出ください。 ※公募要領 P 4 2 <提出書類のとりまとめ方法> (2) をご参照ください。 内容確認がしやすいように、見積書等には任意の見積書番号を右上に振り、提出書類に記載されている金額に印等をつけてください。 公募要領 P29～30「様式第2、別添1、(2)投資内訳」の備考欄に、その項目に該当する見積書番号を明記してください。	
63	応募申請書	土地取得費の場合、見積書は入手できないがどのような資料を添付すればよいか。	補助対象経費として計上する土地取得費に関する算出根拠資料をご用意ください。 たとえば、公的機関から取得する場合は工業団地 HP やパンフレット等の分譲価格が明示されている資料、公的機関以外から取得する場合は固定資産税評価額、地価等の単価を用いた土地価格の算出資料等を添付ください。	
64	応募申請書	申請書類の提出は、jGrants に限るのか。	<u>jGrants に限ります。</u>郵送、持参、FAX 及び電子メールによる提出は受け付けません。六次公募の締切は、令和 3 年 9 月 28 日(火)正午必着です。	

**自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（製造・サービス業等立地支援事業）
（六次公募）Q & A**

令和 3 年 7 月 30 日

No.	種類	質問	回答	備考
65	応募申請書	工場等とその工場等を付帯元とする社宅の両方を補助事業で新設する場合、公募要領 P20（様式第2）1. 補助事業の実施計画（1）補助事業の目的及び内容（ロ）投資予定の工場・店舗等の概要にはどのように記載すればよいか。	「（ロ）投資予定の工場・店舗等の概要」の表に工場等と社宅の情報を入力し、「社宅の付帯元となる工場・店舗等」の表に再度工場等の情報を入力してください。	
66	応募申請書	区画整備中の土地で、申請書の提出期限までに地番等が確定しない場合、公募要領P19(様式第2)1. 補助事業の実施計画（1）補助事業の目的及び内容（ロ）投資予定の工場・店舗等の概要の「工場・店舗等の所在地」はどのように記載すればよいか。	工場・店舗等の所在地の欄には、まとめて「～区内第～区」等記載頂き、詳細は見取り図等別紙に記載ください。	
67	応募申請書	公募要領P20(様式第2)1. 補助事業の実施計画（1）補助事業の目的及び内容（ハ）事業実施部分の土地・建物の所有関係には、どのようなことを記入すればよいか。	補助事業を行う敷地、建物が、本事業実施により自社所有になるかどうか、土地や中古建物を購入する場合は誰から購入するか等、ご記入ください。所有関係が複雑な場合等は詳細に説明してください。	

**自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（製造・サービス業等立地支援事業）
（六次公募）Q & A**

令和3年7月30日

No.	種類	質問	回答	備考
68	応募申請書	公募要領P22(様式第2)2. 補助事業の収支予算には、共同申請の場合、どのように書けばよいのか。	(1)収入、(2)支出ともに、事業者A、事業者Bそれぞれで表を作り、記載してください。また、合計値が、(様式第1)7. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額と必ず一致するように注意ください。別途公開している記載例は共同申請の場合ですので、確認ください。	
69	応募申請書	公募要領P22(様式第2)2. 補助事業の収支予算(1)収入の「起債又は借入金」(注1)に「資金計画(資金調達先、返済計画等)」について分かる資料を添付してください」とあるがどのような資料を添付すればよいのか。	資金計画として、どこからいくら資金調達するのか、返済計画の詳細が分かるように資料を作成し、添付ください。 その資料は、jGrants 上の提出フォーム、「⑤資金計画関連資料」にて、他の添付と同時に1つの PDF にまとめてご提出ください。	
70	応募申請書	公募要領P22(様式第2)2. 補助事業の収支予算(1)収入の「起債又は借入金」に、実際には補助金分も借入を行う予定であり、借入金の額を入力すると、収支が合わなくなる。	申請書内の収支は合わせる必要があるので、実際の借入額よりも少ない額を記載することは問題ありません。申請書の表の欄外に、「つなぎ融資として、実際の借入額は●●円を予定している」等の注記をしていただき、添付書類で示される借入額を説明してください。	
71	応募申請書	公募要領P23(様式第2)3. 実施体制図は、操業後の体制図を作成すればよいのか。	操業後の体制図のみではなく、補助事業(工場等の新增設)の実施体制を含んで作成してください。 実施体制図は補助事業がきちんと執行できる体制が整っているかどうかを判断するための資料です。	

**自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（製造・サービス業等立地支援事業）
（六次公募）Q & A**

令和 3 年 7 月 30 日

No.	種類	質問	回答	備考
72	応募申請書	公募要領P24(様式第2)4. 補助事業者の概要 会社概要「福島県内の主な事業所」及びP26「現行の工場・店舗等の状況」の記載について、福島内に工場・店舗等がない場合は記載なしでよいのか。	工場等の名称の欄に「※福島県内に工場・店舗等なし」と記入してください。	
73	応募申請書	公募要領P34(別添4)「雇用創出効果」における、「売上げ(計画)と雇用効果の推移」、「売上げ(計画)」には会社全体の売上げを記載すればよいのか。	会社全体ではなく、補助事業を行う部門の売上げ計画について記載してください。	
74	応募申請書	公募要領P34(別添4)「雇用創出効果」における、「売上げ(計画)と雇用効果の推移」、「補助事業を行う事業部門の申請時における雇用数(a)」は、0人でよいのか。	雇用数は補助事業を行う部門について記入ください。申請時に補助事業を行う事業部門がない場合は、(a)欄は、全て「0 人」となります。 (a)欄は、申請年度に関係なく、「申請時の雇用数」を全ての年度の欄に記載してください。	
75	応募申請書	提出書類等チェックシートの③様式第2の補足書類「出資者及び役員の一覧が記載されている書類」とあるが、具体的にどのような書類を提出すればよいのか。	株主総会での決議書類や、御社の役員を記載した書類等を作成し、現時点での役員が証明できるものを添付してください。	

**自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（製造・サービス業等立地支援事業）
（六次公募）Q & A**

令和3年7月30日

No.	種類	質問	回答	備考
76	応募申請書	提出書類等チェックシートの③様式第2の補足書類について、共同申請者が個人事業主の場合、何を提出すればよいか。	下記2点をご提出ください。 ① 所得税確定申告書B 第一表（事業者印、税務署受領印、税理士印付き（*1））（3期分写し） 〔電子申請の場合〕申告書Bのハードコピー（3期分写し）と税務署が受信したというメールのハードコピー （*1）税理士印は、税務申告を税理士に委任していない場合は不要 ② 青色申告決算書（青色申告）	
77	応募申請書	決算報告書が直近3年度分揃わない場合はどうすればよいか。	決算報告書がない場合は、これまでの事業内容の概要を記載した書類を、また設立後3年未満の企業であって、設立前に当該事業を実施していた企業がある場合は、その企業の決算報告書をご提出いただきます。	
78	応募申請書	提出書類等チェックシートの③様式第2の補足書類「直近3年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書及び製造原価報告書）」について、小売業のため製造原価報告書を作成していない場合はどうすればよいか。	製造原価報告書を作成していない場合は、作成していない旨の説明を記載して提出してください。	
79	応募申請書	捺印はすべての提出書類に押さないといけないのか。	六次公募よりjGrants上の提出となったため、押印は任意とします。（省略可能です）。	
80	応募申請書	書類は全てA4サイズでなければならぬのか。	必ずA4サイズで作成・提出してください。A4サイズでは文字が小さい、見づらい等があれば、左右、上下等に割付して複数ページで作成してください。	
81	応募申請書	申請書の中に設計図の添付とあるが、どの程度の設計図を用意したらよいか。	建築物のおおよその大きさ・外観がわかる図面のみで結構です。配置図、平面図、立面図があれば十分です。	

**自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（製造・サービス業等立地支援事業）
（六次公募）Q & A**

令和 3 年 7 月 30 日

No.	種類	質問	回答	備考
82	応募申請書	2つの異なる敷地に工場・店舗等を作る場合、申請書はどうするか。	それぞれの立地の目的が分かれている（別の事業である）場合は、それぞれ応募書類を作成してください。 目的が同じ（ひとつの事業）の場合でも、補助率の異なる市町村又は地区に立地する場合は、それぞれ応募書類を作成してください。この場合は、事業名に（その1）、（その2）と記載するなど、同じ事業であることが分かるように工夫をしてください。 補助率の同じ市町村及び地区に同じ事業目的で立地する場合は、ひとつの応募書類とすることができます。	
83	応募申請書	2つの敷地のどちらかを検討している場合、申請書はどうするか。	どちらかに立地するのであれば計画を精査していたき、片方のみの申請にさせていただく必要があります。	
84	応募申請書	既存敷地内に増築の場合、投資予定の施設の概要の建築面積はどうするか。	増築部分の面積のみを記入し、敷地面積は敷地全体の値を記入してください。	
85	応募申請書	応募申請書は英語でもよいか。	<u>不可です。</u> 日本語のみの交付申請書のみ受け付けます。	
86	交付申請等	採択を受けた後の補助対象経費の変更はどの程度まで許容されるのか。	補助対象経費については、採択時に補助率及び補助金合計額の上限額が決まり、交付申請時に補助対象経費を精査させていただきます。交付決定以降の変更については、あらかじめ計画変更手続きを行わないと認められない場合があります。採択後に個別にご相談ください。	
87	jGrants	jGrants での申請には何を準備する必要があるのか。	G ビズ ID の取得が必要です、G ビズ ID 未取得の場合、まずは以下の URL から、gBizID プライムを申請してください。登録まで2～3週間を要する場合がありますので、ご注意ください。 https://gbiz-id.go.jp/top/	
88	jGrants	G ビズ ID の種別はプライムでなければならないのか。	jGrants で利用可能な G ビズ ID は、gBizID プライムもしくは gBizID メンバーです。以下の URL も併せてご参照ください。 https://gbiz-id.go.jp/top/manual/manual.html	

**自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（製造・サービス業等立地支援事業）
（六次公募）Q & A**

令和 3 年 7 月 30 日

No.	種類	質問	回答	備考
89	jGrants	共同申請の場合は、申請者いずれかの G ビズ ID で申請すれば良いか。	共同申請者からの申請は不可です。主たる申請者の ID を用い、申請してください。	
90	jGrants	事業者情報で自動入力されている項目を修正したい。	自動入力されている項目は、G ビズ ID の登録情報や自社情報（アカウント情報）に登録された情報となるため、修正は不可です。修正される場合には、G ビズ ID や自社情報（アカウント情報）の登録情報を修正ください。	
91	jGrants	申請書類のアップロードに容量制限はあるのか。	1ファイル(zip 形式化)当たり 16MB までとなっています。	
92	jGrants	申請書類のアップロード箇所が複数あるが、全て提出しなければならないのか。	事前着手申請やリース関連の書類など、一部の書類は該当する申請者のみが提出するものもあります。提出書類チェックシートにて、必要な申請書類をご確認いただき、提出してください。	